

民法(抄)

明治二十九年四月二十七日法律第八十九号

第一編 総則

第六章 時効

第一節 総則

第二節 取得時効

第三節 消滅時効

第三編 債權

第二章 契約

第九節 請負

第十四節 和解

第一編 総則

第六章 時効

第一節 総則

〔時効の遡及効〕

第百四十四条 時効ノ効力ハ其起算日ニ遡ル

〔時効の援用〕

第百四十五条 時効ハ当事者力之ヲ援用スルニ非サレハ裁判所之ニ依リテ裁判ヲ為スコトヲ得ス

〔時効の援用〕

第百四十六条 時効ノ利益ハ予メ之ヲ抛棄スルコトヲ得ス

〔時効の中断事由〕

第百四十七条 時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

- 一 請求
- 二 差押、仮差押又ハ仮処分
- 三 承認

〔時効の中断の効果〕

第百四十八条 前条ノ時効中断ハ当事者及ヒ其承継人ノ間ニ於テノミ其効力ヲ有ス

〔裁判上の請求〕

第百四十九条 裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ於テハ時効中断ノ効力ヲ生セス

〔支払命令〕

第百五十条 支払督促ハ債権者力法定ノ期間内ニ仮執行ノ宣言ノ申立ヲ為ササルニ因リ其効力ヲ失フトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

〔和解呼出し・任意出頭〕

第百五十一条 和解ノ為メニスル呼出ハ相手方カ出頭セス又ハ和解ノ調ハサルトキハ一个月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス任意出頭ノ場合ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同シ

〔破産手続参加〕

第一百五十二条 破産手続参加ハ債権者力之ヲ取消シ又ハ其請求力却下セラレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

〔催告〕

第一百五十三条 催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為スニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス

〔裁判上の請求〕

第一百五十四条 差押、仮差押及ヒ仮処分ハ権利者ノ請求ニ因リ又ハ法律ノ規定ニ従ハサルニ因リテ取消サレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

〔同前〕

第一百五十五条 差押、仮差押及ヒ仮処分ハ時効ノ利益ヲ受クル者ニ対シテ之ヲ為ササルトキハ之ヲ其者ニ通知シタル後ニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス

〔承認〕

第一百五十六条 時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認ヲ為スニハ相手方ノ権利ニ付キ処分ノ能力又ハ権限アルコトヲ要セス

〔中断後の時効進行〕

第一百五十七条 中断シタル時効ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

2 裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

〔時効の停止—無能力者に対する権利〕

第一百五十八条 時効ノ期間満了前六箇月内ニ於テ未成年者又ハ成年被後見人カ法定代理人ヲ有セサリシトキハ其者カ能力者ト為リ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ之ニ対シテ時効完成セス

〔同前—財産管理者に対する無能力者の権利〕

第一百五十九条 未成年者又ハ成年被後見人カ其財産ヲ管理スル父、母又ハ後見人ニ対シテ有スル権利ニ付テハ其者カ能力者ト為リ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六箇月内ハ時効完成セス

〔同前—夫婦間の権利〕

第一百五十九条ノニ 夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ対シテ有スル権利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六个月内ハ時効完成セス

〔同前—相続財産に対する権利〕

第一百六十条 相続財産ニ関シテハ相続人ノ確定シ、管理人ノ選任セラレ又ハ破産ノ宣告アリタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セス

〔同前—天災事変〕

第一百六十一条 時効ノ期間満了ノ時ニ当タリ天災其他避クヘカラサル事変ノ為メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキハ其妨碍ノ止ミタル時ヨリ二週間内ハ時効完成セス

第二節 取得時効

〔所有権の取得時効〕

第一百六十二条 二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル者ハ其所有権ヲ取得ス

2 十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ不動産ヲ占有シタル者カ其占有ノ始善意ニシテ且過失ナカリシトキハ其不動産ノ所有権ヲ取得ス

〔他の財産権の取得時効〕

第一百六十三条 所有権以外ノ財産権ヲ自己ノ為メニスル意思ヲ以テ平穩且公然ニ行使スル者ハ前条ノ區別ニ従ヒ二十年又ハ十年ノ後権利ヲ取得ス

〔取得時効の自然中断〕

第一百六十四条 第一百六十二条ノ時効ハ占有者カ任意ニ其占有ヲ中止シ又ハ他人ノ為メニ之ヲ奪ハレタルトキハ中断ス

〔同前〕

第一百六十五条 前条ノ規定ハ第一百六十三条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三節 消滅時効

〔消滅時効の進行〕

第百六十六条 消滅時効ハ權利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス

2 前項ノ規定ハ始期附又ハ停止条件附權利ノ目的物ヲ占有スル第三者ノ為メニ其占有ノ時ヨリ取得時効ノ進行スルコトヲ妨ケス但權利者ハ其時効ヲ中断スル為メ何時ニテモ占有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

〔債権・財産権の消滅時効〕

第百六十七条 債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

2 債権又ハ所有権ニ非サル財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

〔定期債権の消滅時効〕

第百六十八条 定期金ノ債権ハ第一回ノ弁済期ヨリ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス最後ノ弁済期ヨリ十年間之ヲ行ハサルトキ亦同シ

2 定期金ノ債権者ハ時効中断ノ証ヲ得ル為メ何時ニテモ其債務者ノ承認書ヲ求ムルコトヲ得

〔定期給付債権の短期消滅時効〕

第百六十九条 年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金銭其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債権ハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

〔三年の短期消滅時効〕

第百七十条 左ニ掲ケタル債権ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 医師、産婆及ヒ薬剤師ノ治術、勤労及ヒ調剤ニ関スル債権
- 二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ関スル債権但此時効ハ其負担シタル工事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

〔同前〕

第百七十一条 弁護士ハ事件終了ノ時ヨリ公証人ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ関シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル

〔二年の短期消滅時効〕

第百七十二条 弁護士及ビ公証人ノ職務ニ関スル債権ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但其事件中ノ各事項終了ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ関スル債権ハ消滅ス

〔同前〕

第一百七十三条 左ニ掲ケタル債権ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 生産者、卸売商人及ヒ小売商人カ売却シタル産物及ヒ商品ノ代価
- 二 居職人及ヒ製造人ノ仕事ニ関スル債権
- 三 生徒及ヒ習業者ノ教育、衣食及ヒ止宿ノ代料ニ関スル校主、塾主、教師及ヒ師匠ノ債権

〔一年の消滅時効〕

第一百七十四条 左ニ掲ケタル債権ハ一年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料
- 二 労力者及ヒ芸人ノ賃金並ニ其供給シタル物ノ代価
- 三 運送賃
- 四 旅店、料理店、貸席及ヒ娯遊場ノ宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代価並ニ立替金
- 五 動産ノ損料

〔判決で確定した権利の特則〕

第一百七十四条ノ二 確定判決ニ依リテ確定シタル権利ハ十年ヨリ短キ時効期間ノ定アルモノト雖モ其時効期間ハ之ヲ十年トス裁判上ノ和解、調停其他確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ確定シタル権利ニ付キ亦同シ

2 前項ノ規定ハ確定ノ当時未タ弁済期ノ到来セサル債権ニハ之ヲ適用セス

第三編 債権

第二章 契約

第九節 請負

〔請負の意義〕

第六百三十二条 請負ハ当事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ対シテ之ニ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効カラ生ス

〔報酬支払の時期〕

第六百三十三条 報酬ハ仕事ノ目的物ノ引渡ト同時ニ之ヲ与フルコトヲ要ス但物ノ引渡ヲ要セサルトキハ第六百二十四条第一項ノ規定ヲ準用ス

〔請負人の担保責任の一—瑕疵修補及び損害賠償〕

第六百三十四条 仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキハ注文者ハ請負人ニ対シ相当ノ期限ヲ定メテ其瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得但瑕疵カ重要ナラサル場合ニ於テ其修補カ過分ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

注文者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ第五百三十三条ノ規定ヲ準用ス

〔請負人の担保責任の二—契約解除〕

第六百三十五条 仕事ノ目的物ニ瑕疵アリテ之カ為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ注文者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但建物其他土地ノ工作物ニ付テハ此限ニ在ラス

〔請負人に担保責任のない場合〕

第六百三十六条 前二条ノ規定ハ仕事ノ目的物ノ瑕疵カ注文者ヨリ供シタル材料ノ性質又ハ注文者ノ与ヘタル指図ニ因リテ生シタルトキハ之ヲ適用セス但請負人カ其材料又ハ指図ノ不適當ナルコトヲ知りテ之ヲ告ケサリシトキハ此限ニ在ラス

〔請負人の担保責任の存続期間〕

第六百三十七条 前三条ニ定メタル瑕疵修補又ハ損害賠償ノ請求及ヒ契約ノ解除ハ仕事ノ目的物ヲ引渡シタル時ヨリ一年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

仕事ノ目的物ノ引渡ヲ要セサル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ仕事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

〔土地の工作物の請負人の担保責任に関する特則〕

第六百三十八条 土地ノ工作物ノ請負人ハ其工作物又ハ地盤ノ瑕疵ニ付テハ引渡ノ後五年間其担保ノ責ニ任ス但此期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ金属造ノ工作物ニ付テハ之ヲ十年トス
工作物カ前項ノ瑕疵ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ注文者ハ其滅失又ハ毀損ノ時ヨリ一年
内ニ第六百三十四条ノ権利ヲ行使スルコトヲ要ス

〔担保責任の存続期間の特約による伸長〕

第六百三十九条 第六百三十七条及ヒ前条第一項ノ期間ハ普通ノ時効期間内ニ限り契約ヲ以テ
之ヲ伸長スルコトヲ得

〔担保責任を負わない旨の特約〕

第六百四十条 請負人ハ第六百三十四条及ヒ第六百三十五条ニ定メタル担保ノ責任ヲ負ハサル
旨ヲ特約シタルトキト雖モ其知リテ告ケサリシ事実ニ付テハ其責ヲ免ルルコトヲ得ス

〔注文者の契約解除権〕

第六百四十一条 請負人カ仕事ヲ完成セサル間ハ注文者ハ何時ニテモ損害ヲ賠償シテ契約ノ解
除ヲ為スコトヲ得

〔注文者の破産と契約解除〕

第六百四十二条 注文者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ請負人又ハ破産管財人ハ契約ノ解除ヲ
為スコトヲ得此場合ニ於テハ請負人ハ其既ニ為シタル仕事ノ報酬及ヒ其報酬中ニ包含セサル費
用ニ付キ財団ノ配当ニ加入スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ各当事者ハ相手方ニ対シ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ
得ス

第十四節 和解

〔和解〕

第六百九十五条 和解ハ当事者カ互ニ譲歩ヲ為シテ其間ニ存スル争ヲ止ムルコトヲ約スルニ因リ
テ其効カヲ生ス

〔和解の効果〕

第六百九十六条 当事者ノ一方カ和解ニ依リテ争ノ目的タル権利ヲ有スルモノト認メラレ又ハ相
手方カ之ヲ有セサルモノト認メラレタル場合ニ於テ其者カ従来此権利ヲ有セサリシ確証又ハ相手
方カ之ヲ有セシ確証出テタルトキハ其権利ハ和解ニ因リテ其者ニ移転シ又ハ消滅シタルモノトス